

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
弘前市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
弘前市長
公表日
令和6年9月27日

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務			
②事務の内容	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>弘前市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li> <li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</li> <li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li> <li>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li> <li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li> <li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li> <li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更</li> <li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li> <li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li> <li>⑪サービス検索・電子申請機能による届出・申請書等の受領</li> </ul> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号以下「個人番号カード省令」という)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づいて、弘前市は、住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>			
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満              3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>			

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>①住民票の記載 : 転入、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。</p> <p>②住民票の修正 : 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。</p> <p>③住民票の消除 : 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する。</p> <p>④住民票の照会 : 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。</p> <p>⑤証明書・通知書の発行 : 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。</p> <p>⑥住基ネットとの連携 : 住民票の記載等に応じた住基ネットとの連携。</p> <p>⑦出入国在留管理庁情報連携端末との連携 : 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および出入国在留管理庁通知の取込等の連携を行う。</p> <p>⑧都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 : 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する。</p> <p>⑨戸籍情報システムへの連携 : 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する。</p> <p>⑩住民票関係情報の提供 : 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供を行う。</p> <p>⑪個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行確認 : 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する。</p> <p>⑫個別記載事項情報の管理 : 住民票個別記載事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報等を管理する。</p> <p>⑬クラウド型バックアップセンターとの連携 : 機構のクラウド型バックアップセンターに対して、住民基本台帳ファイルをバックアップ先として送付するとともに、その先にある機構の証明書交付センターを介して証明書のコンビニ交付サービスを実施する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>印鑑登録システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、収納管理システム、滞納管理システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( ム、住宅使用料システム、選挙管理システム、学齢簿管理システム、就学援助システム、福祉総合システム、靈園管理システム、総合窓口システム、クラウド型バックアップセンター )</p>

システム2	
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム  ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」と「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
②システムの機能	<p>①本人確認情報の更新  :既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>②本人確認  :特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>③個人番号カードを利用した転入(特例転入)  :個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p> <p>④本人確認情報検索  :統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑤機構への情報照会  :全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑥本人確認情報整合  :本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>⑦送付先情報通知  :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>⑧個人番号カード管理システムとの情報連携  :機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>①団体内統合宛名番号管理機能  :団体内統合宛名番号の付番を行う。団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</p> <p>②宛名情報管理機能  :氏名・住所等の基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</p> <p>③中間サーバー連携機能  :中間サーバーとオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー )</p>

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 : 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 : 情報照会機能は、情報提供ネットワークを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 : 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 : 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 : パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>①住民向け機能 : 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>②地方公共団体向け機能 : 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

システム6	
①システムの名称	クラウド型バックアップセンター
②システムの機能	<p>機構が提供するクラウドサービス(LGWAN-ASP)</p> <p>①住民情報バックアップ機能 :地方公共団体が保有する住民情報(住民基本台帳に関する情報等)を特定のデータレイアウトでバックアップ(保管)し、バックアップデータのうち証明発行サーバ機能を利用するため必要なデータを転送する機能</p> <p>②証明発行サーバ機能 :コンビニエンスストア等で住民票の写し等の証明書を交付可能とするために必要な機能(証明書データのPDF化・規定された電子応答プログラム等)を備えたサーバ機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[○] その他 ( 証明書交付センターシステム )</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民票情報ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>①番号法(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>·第7条(指定および通知)</li> <li>·第16条(本人確認の措置)</li> <li>·第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>②住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>·第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>·第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>·第7条(住民票の記載事項)</li> <li>·第8条(住民票の記載等)</li> <li>·第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>·第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)</li> <li>·第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>·第22条(転入届)</li> <li>·第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>·第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>·第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>·第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>

## 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢>
		1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が市町村長の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>

## 6. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長

## 7. 他の評価実施機関

なし
----

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民票情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	番号法施行日当日および同日以後に、当市に住民票が存在する者(施行日以降に消除した住民票も含む)。	
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満      2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満      4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="radio"/> ] 個人番号      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号      [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="radio"/> ] 医療保険関係情報      [ <input type="radio"/> ] 児童福祉・子育て関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ <input type="radio"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報      [ <input type="radio"/> ] 年金関係情報      [ <input type="radio"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 選挙資格関係情報、更新年月日、操作者の職員ID )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	①個人番号 :番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)により、記載する。 ②その他識別情報 :当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 ③4情報 :住基法第7条第1号から第3号及び第7号(この号に掲げる事項については、住所。)に定める記載事項を保有する。 ④その他住民票関係情報 :住基法第7条各号に定める記載事項を保有する。 ⑤業務関係情報 :住基法第7条各号に定める資格情報を保有する。	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年3月28日	
⑥事務担当部署	市民課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input checked="" type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( )  [ <input checked="" type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁 )  [ <input checked="" type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村作成の転出証明書 ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )								
②入手方法		[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 <b>※</b>		番号法第8条により「個人番号とすべき番号」の提供を求め、番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)による住民票への記載のため。 また、本特定個人情報ファイル(住民票情報ファイル)において本市の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。								
④使用の主体	使用部署	市民課(駅前分室、城東分室含む)、東目屋出張所、船沢出張所、高杉出張所、裾野出張所、新和出張所、石川出張所、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[ 50人以上100人未満 ]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>①住民票の記載 :出生または国外からの転入等により、新規に個人番号を指定する場合は、地方公共団体情報システム機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その者の個人番号に指定し、当該住民票に個人番号を記載する。 :転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、届出で提示された個人番号と、転出証明書に記載された個人番号との照合、または、住民記録システム、住基ネットを利用して個人番号等で検索し、個人番号を表示して表示して真正性の確認を行う。</p> <p>②住民票の記載の修正 :住民票を修正する場合に、届出書に記載された個人番号等で住民記録システムを検索し、個人番号を表示して当該住民票の特定を行う。</p> <p>③住民票の消除 :転出又は死亡等により住民票を消除する場合に、届出書に記載された個人番号等で住民記録システムを検索し、個人番号を表示して当該住民票の特定を行う。</p> <p>④住民票の発行 :住民票の写し等を交付する場合に、申請内容に応じて個人番号が記載された住民票の写し等を交付する。</p> <p>⑤本人確認情報、転出証明書情報の作成 :住基ネットへ送信する本人確認情報、転出証明書情報に個人番号を記載し作成する。</p> <p>⑥住民票関係情報の提供 :情報提供ネットワークへ世帯情報を提供する。</p>								
情報の突合		住民票の記載 :転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、既存住基システムを個人番号等で検索し、過去に当市で住民票が作成されていた者かどうかの突合を行い、既往の住民票(除票)が確認できた場合、「当市において、個人を一意に識別するための独自の識別番号(宛名番号)」も引き継ぐこととしている。								
⑥使用開始日		平成27年6月1日								

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	データエントリー業務	
①委託内容	住民異動届書及び住民異動通知書等による既存住基システムへの異動入力	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社NTTネクシア	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b> [ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑤再委託の許諾方法		
⑥再委託事項		
委託事項2	既存住基システムサーバー運用保守委託業務	
①委託内容	既存住基システムサーバーの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b> [ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑤再委託の許諾方法		
⑥再委託事項		
委託事項3	マイナンバーカード交付関連事務等委託業務	
①委託内容	マイナンバーカードの申請及び交付に伴う申請書受付等業務(職員とともにを行う)	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社NTTネクシア	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b> [ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑤再委託の許諾方法		
⑥再委託事項		

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 60 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 37 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については、(別紙1)提供先一覧を参照
①法令上の根拠	(別紙1)提供先一覧に記載
②提供先における用途	(別紙1)提供先一覧に記載
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満

	4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があつた都度

移転先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における移転先については、(別紙2)移転先一覧を参照
①法令上の根拠	・番号法第9条及び別表 ・条例第4条及び別表第一
②移転先における用途	・番号法第9条及び別表に掲げる事務(別紙2参照) ・条例第4条及び別表第一に掲げる事務(別紙2参照)
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム      [     ] 専用線</p> <p>[     ] 電子メール      [     ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[     ] フラッシュメモリ      [     ] 紙</p> <p>[     ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>&lt;弘前市における措置&gt;</p> <p>:既存住基システムサーバーはデータセンターに設置しており、住民票はそのサーバー内にデータとして保管している。</p> <p>:データセンターへの入館及びサーバー室への入室にはICカード認証による入場権限チェックを行い、その履歴も記録している。また、館内では監視カメラによる常時監視が行われている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①保管場所について</p> <p>:中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>:特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>②消去方法について</p> <p>:特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>:ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
--------	--

## 7. 備考

--

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下、「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> </ul> </li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>
その妥当性	個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年3月28日
⑥事務担当部署	市民課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 自部署 )
②入手方法		[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 既存住基システム )
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民課(駅前分室含む)、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバー)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー／全国サーバー)。
情報の突合		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ <input type="checkbox"/> ] 委託する ] <選択肢> ( 1 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守業務委託
②委託先における取扱者数		[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 10人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社 青森支店
再委託	④再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2	マイナンバーカード交付関連事務等委託業務					
①委託内容	マイナンバーカードの申請及び交付に伴うカードの交付前設定(職員とともにを行う)					
②委託先における取扱者数	<選択肢> [ 10人未満 ] 1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上					
③委託先名	株式会社NTTネクシア					
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する      2) 再委託しない				
	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [      ] 移転を行っている (      ) 件 [      ] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[      ] 10万人以上100万人未満 [      ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[      ] 情報提供ネットワークシステム [      ] 専用線 [      ] 電子メール [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [      ] フラッシュメモリ [      ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、隨時。
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[      ] 10万人以上100万人未満 [      ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[      ] 情報提供ネットワークシステム [      ] 専用線 [      ] 電子メール [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [      ] フラッシュメモリ [      ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随时(1年に1回程度)。

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 <span style="color:red">※</span>	: 機械警備を行っているサーバー室に設置したサーバー内にデータとして保管している。サーバー室への入退室の際は情報システム部門に申請し、許可された場合にカードキーの貸与を受け、これを使って入場する。 : 操作者は、サーバーを操作する前後に記録簿への記入が必要となる。 : サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
---------------------------------------	--

## 7. 備考

--

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3)送付先情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 50項目以上100項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</li> <li>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</li> </ul>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年9月27日	
⑥事務担当部署	市民課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人					
	[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署	(	)			
	[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等	(	)			
	[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人	(	)			
	[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者	(	)			
[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 自部署 )						
②入手方法	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ			
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム			
	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム					
	[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 既存住基システム )					
③使用目的 <b>※</b>		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。				
④使用の主体	使用部署	市民課(駅前分室含む)、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課				
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> ] 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満			
⑤使用方法	<選択肢> 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上					
	情報の突合	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。				
⑥使用開始日		平成27年10月5日				

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> ] 委託する	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない				
	(	1) 件				
<b>委託事項1</b>		住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守業務委託				
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守				
②委託先における取扱者数		[ <input type="checkbox"/> ] 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満			
③委託先名		2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上				
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> ] 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない								
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)								
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)								
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。								
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td><input type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線								
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )									
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。								
6. 特定個人情報の保管・消去									
保管場所 ※	<p>: 機械警備を行っているサーバー室に設置したサーバ内にデータとして保管している。サーバー室への入退室の際は情報システム部門に申請し、許可された場合にカードキーの貸与を受け、これを使って入場する。</p> <p>: 操作者は、サーバーを操作する前後に記録簿への記入が必要となる。</p> <p>: サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</p>								
7. 備考									

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 住民票情報ファイル

1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 個人番号、4. 住民票コード、5. カナ氏名、6. 氏名、7. 生年月日、8. 性別、9. 現住所情報、10. 方書、11. 住民となった年月日、12. 住民となった事由、13. 住民となった届出年月日、14. 住民でなくなった年月日、15. 住民でなくなった事由、16. 住民でなくなった届出年月日、17. 住所を定めた年月日、18. 住所を定めた事由、19. 住所を定めた届出年月日、20. 外国人住民となった年月日、21. 外国人住民となった事由、22. 外国人住民となった届出年月日、23. 続柄、24. 世帯主名、25. 本籍地情報、26. 筆頭者、27. 前住所情報、28. 転出予定地情報、29. 転出確定地情報、30. 外国人情報 カナアルファベット氏名、31. 外国人情報 カナ漢字氏名、32. 外国人情報 アルファベット氏名、33. 外国人情報 漢字氏名、34. 外国人情報 通称、35. 外国人情報 国籍・地域コード、36. 外国人情報 在留資格コード、37. 外国人情報 在留期間等年、38. 外国人情報 在留期間等月、39. 外国人情報 在留期間等日、40. 外国人情報 在留期間等の満了の日、41. 外国人情報 特別永住者証明書交付年月日、42. 個別事項情報 選挙人名簿資格、43. 個別事項情報 国民健康保険資格情報、44. 個別事項情報 後期高齢者医療資格情報、45. 個別事項情報 介護保険資格情報、46. 個別事項情報 国民年金資格情報、47. 個別事項情報 児童手当受給資格情報、48. 異動情報 異動事由、49. 異動情報 異動年月日、50. 異動情報 届出年月日、51. 更新年月日、52. 更新者ID、53. 旧氏 カナ氏名、54. 旧氏 氏名

### (2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな

### (3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード交付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. ローマ字 氏名、66. ローマ字 旧氏

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民票情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;対象者以外の情報の入手を防止するための措置&gt;</p> <p>:既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、確認対象者以外の情報を入手しないよう努めている。さらに登録後は複数人によるクロスチェックを行い、確認対象者以外の情報を登録していないか厳格に審査している。</p> <p>:その他、特定個人情報の取り扱いに関しては当市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p>&lt;必要な情報以外を入手することを防止するための措置&gt;</p> <p>:住民基本台帳以外の項目を登録できないシステムとしている。</p> <p>:ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要的情報へのアクセスを防止している。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>:団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。</p> <p>:ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要的情報へのアクセスを防止している。</p>
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・住基ネットから入手する場合は、住基ネットCSの認証・監査・証跡機能により、特別に権限を付与した職員以外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されており、不正な手段で入手することに対する対策も実施されている。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;宛名システム等における措置&gt;</p> <p>:番号法第9条及び別表に規定された特定個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステム的に制御している。</p> <p>&lt;事務で使用するその他のシステムにおける措置&gt;</p> <p>:個人番号は、既存住基システムでアクセス許可を受けた場合に限り変更ができる措置を講じている。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>:個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。</p> <p>:稼働するLANでは、外部から侵入が出来ないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>&lt;既存基システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。</li> <li>: システムの利用できる端末を管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。</li> <li>: 認証パスワードについては、定期的に変更を行っている。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。</li> <li>: システムの利用できる端末を管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。</li> <li>: パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。</li> <li>: システム間を跨る認証については、権限管理を行うことで不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul>				
その他の措置の内容	<p>&lt;従業者が事務外で使用するリスクへの措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的に確認を実施し不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。</li> <li>: アクセスログ管理を行っていることを周知し、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し指導する。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。</li> <li>: システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>: ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>: 操作者(異動権限あり)が、退職や別部門へ移動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用制限を変更・確認している。</li> <li>: 既存基システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っている。</li> <li>: 複製データへのアクセス制限については、情報システム部門の職員以外は行えない。</li> <li>: 複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>: 既存基システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったまで記録している。)</li> <li>: 監査証跡については7年間保存し、定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。</li> </ul> <p>(移行作業に関する措置)</p> <p>特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。</li> <li>: 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。</li> <li>: 移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。</li> <li>: 移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。</li> <li>: 移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。</li> <li>: テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。</li> <li>: 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。</li> <li>: 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</li> <li>: 利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。</li> <li>: 利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。</li> </ul>					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託を禁止する。再委託をする場合は書面による委託元の承諾を必要とする。</li> <li>・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限する。</li> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・無断複写、複製の禁止。</li> <li>・従業者に対し個人情報保護の重要性及び適正な取扱いについて教育するよう努める。</li> <li>・不要になったデータ等を廃棄する。</li> <li>・情報漏えい事故等の発生時は速やかに報告する。</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法			
他の措置の内容	委託先において利用するユーザーIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御および利用履歴の記録を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置			
委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。		
他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</li> <li>・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）における他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>①当市情報セキュリティ組織規程に即し、情報セキュリティ委員会が特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</p> <p>②個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行うことになるため、それ以上の対応手順は特に定めていないが、個人情報という観点では、当市情報セキュリティポリシーに記載された情報セキュリティ事故への対応に従う。</p>			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)			
リスク1：目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
リスク2：不正な提供が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>:個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を講じている。</li> <li>:ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を講じている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>:情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>:情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>:特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>:中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>:中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。</li> <li>:中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定に当たっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不正に提供されるリスクに対応する。</li> </ul>					
リスクへの対策は十分か	[ ] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>:中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>:情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>:中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>:中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>:中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>:特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。</li> </ul>						

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
その内容						
再発防止策の内容						
その他の措置の内容	<弘前市における措置> (移行作業時にに関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。					
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<弘前市における措置>						
:既存基システムサーバーはデータセンターに設置しており、住民票はそのサーバー内にデータとして保管している。 :データセンターへの入館及びサーバー室への入室にはICカード認証による入場権限チェックを行い、その履歴も記録している。また、館内では監視カメラによる常時監視が行われている。						
(移行作業時にに関する措置)						
・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。						
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>						
:物理的対策として、中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 :技術的対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバスターは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。						
<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク>						
:LGWAN接続端末は、基本的には個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には、古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。						
<特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク>						
:外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。また、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行っている。						
8. 監査						
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
具体的な方法	<弘前市における措置> :各所属において、研修を実施している。 :人事異動等により新たに配属された職員に対し、マニュアルにより教育を実施している。 :職員の理解度をチェックするために、年1回情報セキュリティに関するセルフチェック等を実施している。 :全般的な研修として、年1回以上庁内の研修を実施している。					
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>						
:中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 :中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。						
10. その他のリスク対策						
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>						
:中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。						

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<対象者以外の情報の入手を防止するための措置> ：本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。		
	<必要な情報以外を入手することを防止するための措置> ：平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知および記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置> ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。		
	<事務で使用するその他のシステムにおける措置> ：府内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制御、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ <input type="checkbox"/> 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法 生体認証による操作者認証を行う。		
その他の措置の内容			<従業者が事務外で使用するリスクへの措置> ：システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ：担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置> ：システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。			
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- :スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- :統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置き、さらにフィルターを貼ることで覗き見や盗み見を防ぐ
- :本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる

(移行作業時に関する措置)

特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。

:データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。

:移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。

:移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。

:移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。

:移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。

:テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。

:特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。

:移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。

:利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。

:利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている      [ <選択肢> ] 1) 定めている      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託を禁止する。再委託をする場合は書面による委託元の承諾を必要とする。</li> <li>・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限する。</li> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・無断複写、複製の禁止。</li> <li>・特定個人情報を取扱う従業者の明確化。</li> <li>・不要になったデータ等を廃棄する。</li> <li>・情報漏えい事故等の発生時は速やかに報告する。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<input type="checkbox"/> 再委託していない      [ <選択肢> ] 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている      [ <選択肢> ] 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

## 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[ ] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	<input type="checkbox"/> 定めている      [ <選択肢> ] 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。

その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置>

:相手方(都道府県サーバー)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置>

:システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。

また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

<誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置>

:相手方(都道府県サーバー)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)    [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ <input type="checkbox"/> 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		<弘前市における措置> (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <弘前市における措置>

- :機械警備を行っているサーバー室に設置したサーバー内にデータとして保管している。サーバー室への入退室の際は情報システム部門に申請し、許可された場合にカードキーの貸与を受け、これを使って入場する。
- :操作者は、サーバーを操作する前後に記録簿への記入が必要となる。
- :サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。

### (移行作業時にに関する措置)

- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。
- ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。

## 8. 監査

実施の有無

[  ] 自己点検

[  ] 内部監査

[  ] 外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

具体的な方法

- ・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。
- ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。

## 10. その他のリスク対策

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>&lt;対象者以外の情報の入手を防止するための措置&gt; :本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>&lt;必要な情報以外を入手することを防止するための措置&gt; :平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知および記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;宛名システム等における措置&gt; :市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>&lt;事務で使用するその他のシステムにおける措置&gt; :府内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制御、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<p>&lt;従業者が事務外で使用するリスクへの措置&gt; :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 :システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。</p> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置&gt; :システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- :スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- :統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置き、さらにフィルターを貼ることで覗き見や盗み見を防ぐ
- :本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる

### (移行作業時に関する措置)

特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。

- :データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。
- :移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。
- :移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。
- :移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。
- :移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。
- :テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。
- :特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。
- :移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
- :利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。
- :利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託を禁止する。再委託をする場合は書面による委託元の承諾を必要とする。</li> <li>・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限する。</li> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・無断複写、複製の禁止。</li> <li>・特定個人情報を取扱う従業者の明確化。</li> <li>・不要になったデータ等を廃棄する。</li> <li>・情報漏えい事故等の発生時は速やかに報告する。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[ ] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。

その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="radio"/> 十分である      ]	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置>

:相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置>

:システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。

<誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置>

:相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続**

[] 接続しない(入手)    [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ <input type="checkbox"/> ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ <input type="checkbox"/> ] 発生なし	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>&lt;弘前市における措置&gt; (移行作業時に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

##### <弘前市における措置>

- : 機械警備を行っているサーバー室に設置したサーバー内にデータとして保管している。サーバー室への入退室の際は情報システム部門に申請し、許可された場合にカードキーの貸与を受け、これを使って入場する。
- : 操作者は、サーバーを操作する前後に記録簿への記入が必要となる。
- : サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。

##### (移行作業時に関する措置)

- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。
- ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。

#### 8. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

#### 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"><li>・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。</li><li>・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</li></ul>

#### 10. その他のリスク対策

--

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	弘前市役所 市民生活部 市民課 住民記録係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-7020 FAX 0172-39-1063
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和6年1月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月14日	I-1 ②事務の内容	(省略) ⑩個人番号カード等を用いた本人確認	(省略) ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪サービス検索・電子申請機能による届出・申請書等の受領	事後	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和6年1月14日	I-2 システム1 ②システムの機能		⑬クラウド型バックアップセンターとの連携 :機構のクラウド型バックアップセンターに対して、住民基本台帳ファイルをバックアップ先として送付するとともに、その先にある機構の証明書交付センターを介して証明書のコンビニ交付サービスを実施する。	事前	
令和6年1月14日	I-2 システム1 ③他のシステムとの接続		クラウド型バックアップセンター	事前	
令和6年1月14日	I-2 システム5 ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事後	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和6年1月14日	I-2 システム5 ②システムの機能		①住民向け機能 :自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ②地方公共団体向け機能 :住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和6年1月14日	I-2 システム6 ①システムの名称		クラウド型バックアップセンター	事前	
令和6年1月14日	I-2 システム6 ②システムの機能		機構が提供するクラウドサービス(LGWAN-A SP) ①住民情報バックアップ機能 :地方公共団体が保有する住民情報(住民基本台帳に関する情報等)を特定のデータレイアウトでバックアップ(保管)し、バックアップデータのうち証明発行サーバ機能を利用するため必要なデータを転送する機能 ②証明発行サーバ機能 :コンビニエンスストア等で住民票の写し等の証明書を交付可能とするために必要な機能(証明書データのPDF化・規定された電子応答プロトコル等)を備えたサーバ機能	事前	

令和6年1月14日	I-2 システム6 ③他のシステムとの接続		[○]既存住民基本台帳システム [○]その他（証明書交付センターシステム）	事前	
令和6年1月14日	Ⅲリスク対策 (1)住民票情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<弘前市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<弘前市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)  <弘前市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)  <特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク> ：LGWAN接続端末は、基本的には個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には、古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク> ：外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。また、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行っている。	事後	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和6年1月14日	V-1 ①実施日	令和4年11月1日	令和6年1月1日	事後	
令和6年3月13日	I-2 システム2 ②システムの機能	(省略) ④本人確認情報検索 ：統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (省略)	(省略) ④本人確認情報検索 ：統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (省略)	事後	評価の見直しに伴う変更
令和6年3月13日	II (2)本人確認情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(省略) ・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 (省略)	(省略) ・住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 (省略)	事後	評価の見直しに伴う変更

令和6年3月13日	II(3)送付先情報ファイル 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。</p> <p>また、同法第17条(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは住民基本台帳に記録されている者の申請により交付することとされており、併せて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。</p> <p>当市は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。</p> <p>また、通知カード所有者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。</p> <p>機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和6年3月13日	II(3)送付先情報ファイル 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(省略) ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	(省略) ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正に伴う変更
令和6年3月13日	II(3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正に伴う変更
令和6年3月13日	II(3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正に伴う変更
令和6年3月13日	II(3)送付先情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法令改正に伴う変更

令和6年3月13日	II (3)送付先情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う変更
令和6年3月13日	IIIリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	番号法及び住基法に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	事後	評価の見直しに伴う変更
令和6年3月13日	IIIリスク対策 (3)送付先情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	番号法及び住基法に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	事後	評価の見直しに伴う変更
令和6年3月13日	別紙2 移転先一覧 (番号法9条及び別表第一、条例第4条及び別表第一)  No.27	No.27 「移転先」 福祉部障がい福祉課  ①法令上の根拠 番号法別表第1の83項  ②移転先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.27 「移転先」 健康こども部国保年金課  ①法令上の根拠 番号法別表第1の83項  ②移転先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	誤記の修正
令和6年9月27日	I -1 ②事務の内容	(省略) 番号法の別表第二に基づいて、弘前市は、住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	(省略) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づいて、弘前市は、住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	改正番号法施行に伴う修正

令和6年9月27日	I -5 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が市町村長の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が市町村長の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	改正番号法施行に伴う修正
令和6年9月27日	II (1)住民票情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		マイナンバーカード交付関連事務等委託業務	事後	
令和6年9月27日	II (1)住民票情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容		マイナンバーカードの申請及び交付に伴う申請書受付等業務(職員とともに使う)	事後	
令和6年9月27日	II (1)住民票情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数		10人未満	事後	
令和6年9月27日	II (1)住民票情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名		株式会社NTTネクシア	事後	
令和6年9月27日	II (1)住民票情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない	事後	

令和6年9月27日	II(1)住民票情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている( 58 )件	[〇]提供を行っている( 60 )件	事後	改正番号法施行に伴う修正
令和6年9月27日	II(1)住民票情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一 ・条例第4条及び別表第一	・番号法第9条及び別表 ・条例第4条及び別表第一	事後	改正番号法施行に伴う修正
令和6年9月27日	II(1)住民票情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	・番号法第9条別表第一に掲げる事務(別紙2参照) ・条例第4条別表第一に掲げる事務(別紙2参照)	・番号法第9条及び別表に掲げる事務(別紙2参照) ・条例第4条及び別表第一に掲げる事務(別紙2参照)	事後	改正番号法施行に伴う修正
令和6年9月27日	II(2)本人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		マイナンバーカード交付関連事務等委託業務	事後	
令和6年9月27日	II(2)本人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容		マイナンバーカードの申請及び交付に伴うカードの交付前設定(職員とともに使う)	事後	
令和6年9月27日	II(2)本人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数		10人未満	事後	
令和6年9月27日	II(2)本人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名		株式会社NTTネクシア	事後	
令和6年9月27日	II(2)本人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない	事後	
令和6年9月27日	III(1)住民票情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置> :番号法第9条別表一に規定された特定個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステム的に制御している。	<宛名システム等における措置> :番号法第9条及び別表に規定された特定個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステム的に制御している。	事後	改正番号法施行に伴う修正

			(移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。:データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。:移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。:移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。:移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。:移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。:テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。:特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。:移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。:利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。:利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	事前	標準化に伴うデータ移行に関する追記
令和6年9月27日	III(1)住民票情報ファイル 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	(省略)	<弘前市における措置> (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業 終了後は不正使用がないことを確認した上で破 棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。	事前	標準化に伴うデータ移行に関する追記

令和6年9月27日	<p>III(1)住民票情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>(省略)</p>	<p>&lt;弘前市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>:既存住基システムサーバーはデータセンターに設置しており、住民票はそのサーバー内にデータとして保管している。</li> <li>:データセンターへの入館及びサーバー室への入室にはICカード認証による入場権限チェックを行い、その履歴も記録している。また、館内では監視カメラによる常時監視が行われている。</li> </ul>	<p>&lt;弘前市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>:既存住基システムサーバーはデータセンターに設置しており、住民票はそのサーバー内にデータとして保管している。</li> <li>:データセンターへの入館及びサーバー室への入室にはICカード認証による入場権限チェックを行い、その履歴も記録している。また、館内では監視カメラによる常時監視が行われている。</li> </ul> <p>(移行作業に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> <li>・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。</li> </ul>	事前	標準化に伴うデータ移行に関する追記
-----------	---	---	--	----	-------------------

			(移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。:データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。:移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。:移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。:移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。:移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。:テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。:特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。:移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。:利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。:利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	事前	標準化に伴うデータ移行に関する追記
令和6年9月27日	III(2)本人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	(省略)	<弘前市における措置> (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業 終了後は不正使用がないことを確認した上で破 棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。	事前	標準化に伴うデータ移行に関する追記

令和6年9月27日	III(2)本人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	:機械警備を行っているサーバー室に設置したサーバー内にデータとして保管している。サーバー室への入退室の際は情報システム部門に申請し、許可された場合にカードキーの貸与を受け、これを使って入場する。 :操作者は、サーバーを操作する前後に記録簿への記入が必要となる。 :サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	<弘前市における措置> :機械警備を行っているサーバー室に設置したサーバー内にデータとして保管している。サーバー室への入退室の際は情報システム部門に申請し、許可された場合にカードキーの貸与を受け、これを使って入場する。 :操作者は、サーバーを操作する前後に記録簿への記入が必要となる。 :サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。  (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。	事前	標準化に伴うデータ移行に関する追記

			(移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。:データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。:移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。:移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。:移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。:移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。:テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。:特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。:移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。:利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。:利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	事前	標準化に伴うデータ移行に関する追記
令和6年9月27日	III(3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	(省略)	<弘前市における措置> (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。	事前	標準化に伴うデータ移行に関する追記





